

教育長の営利企業等の従事について

営利企業等への従事について、別紙のとおり許可を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

（提出理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事について、教育委員会の許可を受ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

営利企業等への従事許可に係る業務一覧

別紙

業務	客員教授	執筆	
		掲載誌名	掲載誌名
概要	教育政策リーダーコース 「教育政策課題研究」	教育新聞	日本教育新聞
		連載名	連載名
		オピニオン	提言
内容	大学院生（現職の教育長や校長が中心）の課題研究に対して、他の教員とともに個別指導を行うもの。	1,800字～2,000字の寄稿 （初等中等教育に関連した内容について執筆するもの。）	11文字×114行(1,254字)以内の寄稿 （主に学校管理職に向けて、教育をより良く変えていくための方策や視点を提言するもの。）
回数	月2～3回 1回あたり2時間程度 （年間60時間程度）	1～2か月に1回程度	2か月に1回程度
期間	令和6年（2024年）4月1日から 令和7年（2025年）3月31日まで 平日夜間または土曜・日曜・祝日に従事 令和4年（2022年）5月1日から令和6年（2024年）3月31日まで従事中	令和6年（2024年）4月1日から 令和7年（2025年）3月31日まで	令和6年（2024年）4月1日から 令和7年（2025年）3月31日まで 令和4年（2022年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで従事中
報酬	5,200円/時間	15,000円/回	7,000円/回
依頼者	国立大学法人 兵庫教育大学	株式会社 教育新聞社	株式会社 日本教育新聞社